

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 7 月 1 1 日付けの各生活保護変更通知書（以下、保護変更日が同年 6 月 1 日のものを「本件処分 1 通知書」、同年 7 月 1 日のものを「本件処分 2 通知書」といい、併せて「本件各処分通知書」という。）により請求人に対して行った各保護変更決定処分（以下順に「本件処分 1」、「本件処分 2」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

5 万円とられた上にあねに 3 万円福祉に 3 万円はらうと生活がならない。計 6 万円は何年もかかるので福祉の 3 万円はなしにしてもらいたい。

収入と借入金はべつだと思う。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 9 月 7 日	諮問
令和 6 年 1 月 2 3 日	審議（第 8 5 回第 4 部会）
令和 6 年 2 月 1 3 日	審議（第 8 6 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和 3 8 年 4 月 1 日厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

そして、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

したがって、収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法 2 5 条 2 項及び同項において準用する法 2 4 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 届出の義務

法 6 1 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況につい

て変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・2は、収入の認定は月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとしている。

イ 年金及び年金生活者支援給付金の認定

次官通知第8・3・(2)・ア・(ア)は、年金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとし、同・(イ)は、その収入を得るための経費としては、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定することとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしつつ、1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えないとしている。また、同・イは、老齢年金等で、介護保険法135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものは、特別徴収された後の実際の受給額を認定することとしている。

「年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について」（令和元年８月２２日付社援保発０８２２第２号及び年管管発０８２２第２号厚生労働省社会・援護局保護課長及び厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「年金給付金通知」という。）Ⅱは、年金生活者支援給付金は、次官通知第８・３・(２)・ア・(ア)により、実際の受給額を収入として認定するとしている。

ウ 貸付資金の認定

次官通知第８・３・(３)・ウは、他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額について収入として認定しないとし、局長通知第８・２・(３)において、当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは、事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金や就学資金等に該当するものであり、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実には当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限るとしている。

(５) 保護の程度の決定

次官通知第１０は、保護の程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第８によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定することとしている。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第１に衣食等の生活費に、第２に住宅費に、第３に教育費等の経費に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めることとしている。

(６) 扶助費の戻入の遡及限度、戻入の場合の収入充当

「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３－２・答・２は、扶助費戻入決定の遡及の限度について、扶助費の過渡分を戻入する場合、遡及変更の限度は３か月程度と考えるべきであるとしている。

(７) 次官通知、局長通知、年金給付金通知及び問答集の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による法の処理基準である。また、年金給付金通知は、地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。さらに、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものであると認められる。

2 本件各処分についての検討

- (1) これを本件処分 1 についてみると、処分庁は、請求人の令和 4 年 6 月分の最低生活費を前回処分と変わらず 126,880 円と認定した上で、本件申告書類に基づき、請求人の老齢基礎・厚生年金が変更となり、また、請求人が姉から借りたものであるとする本件入金があることを確認したことから、請求人の収入を計 80,190 円と認定し、同額を収入充当額とした。この収入充当額と最低生活費 126,880 円との差額 46,690 円が請求人の同月分の保護費となるところ、同額と前回認定保護費 76,478 円（令和 4 年 6 月分）との差額 29,788 円が過支給となったため、同月分の戻入額としたことが認められる。

そして、処分庁は、請求人の「年金手当等の収入認定額変更」との理由を付して令和 4 年 6 月分の保護変更を行った（本件処分 1）。

- (2) 次に、本件処分 2 についてみると、処分庁は、請求人の令和 4 年 7 月分の最低生活費を本件処分 1 から変更せず 126,880 円と認定した上で、請求人の年金等の収入を、本件処分 1 と変わらず計 50,190 円と認定し、同額を収入充当額とした。この収入充当額と最低生活費 126,880 円との差額 76,690 円が請求人の同月分の保護費となるところ、同額と前回認定保護費 76,478 円（令和 4 年 7 月分）との差額 212 円が未支給となったため、同月分の追給額としたことが認められる。

そして、処分庁は、請求人の「年金手当等の収入認定額変更」との理由を付して令和 4 年 7 月分の保護変更を行った（本件処分 2）。

- (3) 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその

旨を届け出なければならず（１・（３））、年金及び年金生活者支援給付金は収入認定されるものであるところ（同・（４）・イ）、本件各処分において法令等の定めに従って適正に行われており、違算も認められない。

- （４） 本件処分１において、処分庁は、上記年金及び年金生活者支援給付金のほかに、請求人による申告がなかった請求人が姉からの貸付金と述べる本件入金を収入として認定している。

被保護者が保護受給中に借り入れた借入金について、法は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定をしておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきであるとされている（札幌地方裁判所平成２０年２月４日判決・裁判所ウェブサイト掲載判例参照）。もっとも、法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念上適当でない場合も生じ得るところ、上記１・（４）・ウのとおり、収入として認定しない場合についての統一的な基準が定められている。

これを本件入金についてみると、警察への遺失の届け出がなされているような事情がうかがわれない点はおくとして、請求人によれば、外出中に財布を遺失したため、やむを得ず請求人の姉から３０，０００円の貸付けを受けたとされるものであるところ、上記のとおり、借入金は原則として収入として認定の対象とすべきであるとされ、本件入金は上記１・（４）・ウの収入として認定しない貸付資金に該当する趣旨のものではなく、最低限度の生活を維持するために活用可能なものであることからすれば、本件入金は収入として認定するのが相当であって、法令等の定めに従って適正になされているというべきである。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、処分庁が請求人の姉から借り入れた本件入金を収入として認定し、既に支給された保護費を過支給分として戻入することを不服とするものと解される。しかし、本

件入金について収入認定したことが違法又は不当ではないことは、
上記２のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や
法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適
正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子